

## 総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年1月27日(木) 第2委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 加藤孝総務部長 中原博明財政課長 定光浩二管財課長 沖田晋耶財政課財政係長  
森永智徳管財課契約係長 平岡洋介財政課財政係主任主事
6. 傍聴者 2名(うち議員 近藤久子 松本みのり)
7. 会議に付した事件
  - 1 財政運営について
  - 2 公契約条例について
  - 3 その他

午後0時56分 開 議

○赤木忠徳委員長 総務常任委員会を開会いたします。本日は、協議事項として財政運営について、公契約条例について、その他ということになっております。

### 1 財政運営について

○赤木忠徳委員長 まず、財政運営についてでございますが、先の11月、第2期持続可能な財政運営プラン後期実施計画が既に全協で示されております。それについて詳しく、総務常任委員会で説明を受けようということで、本日の会議を開いております。それでは説明をお願いしたいと思います。部長。

○加藤孝総務部長 財政運営につきましては、第2期持続可能な財政運営プランについて、まず説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 課長。

○中原博明財政課長 本日、お手元にお配りさせていただいておりますものは、昨年11月17日、議員全員協議会において、配付をさせていただいたものと同一のものでございます。その資料に基づいて、再度説明をさせていただきたいと考えております。それでは、ページをおめくりいただきまして1ページ、はじめにというところがございます。前期プランの策定経緯及び今後の収支見通しから、後期プランの必要性までをかいつまんて説明をさせていただきます。それでは、はじめにというところからでございます。本市は平成17年3月31日の合併後に直面いたしました、三位一体改革による普通交付税等の大幅な減額に伴う危機的財政状況を回避するため、第1期の持続可能な財政運営プラン、平成18年から21年度を策定したところでございます。また、平成28年度財政計画では、1行飛ばしますが、従来の財政構造の推移では、平成30年度以降において歳出超過が発生するという見込みのもとに、平成29年11月に第2期の持続可能な財政運営プランを策定いたし、平成30年度から令和3年度までの4年間を前期実施期間と定めて、市税収納率の向上、新規広告媒体の設定、ふるさと応援寄

附金制度の充実等を通じた歳入確保と、補助金制度の見直しを通じた歳出削減に努めてまいりました。今後の財政運営につきましては、政府の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針の中で、地方財政については、記載ございませんが、2022年度から2024年度までの3年間について、一般財源総額実質同水準ルールの継続が盛り込まれております。しかしながら、本市においては、人口減少にある中で大幅な市税収入の増加を見込めない上に、普通交付税においても、人口などの主要な測定単位、普通交付税の算定の積算基礎でございます測定単位が、2020年の国勢調査結果に置きかえられることなどを踏まえ、普通交付税についても厳しい見込みとなると。加えて、歳出面においても、少子高齢化により高止まりを続ける社会保障や公共施設の維持管理の財政需要の増加が見込まれることから、財政運営の健全化を確保するための不断の取り組みが不可欠であると記しております。またさらに、新型コロナウイルスの先行き不透明な状況が続く中で、感染拡大防止対策はもとより、地域経済の活性化、また雇用維持を確実なものとするため、必要に応じた対策を今後においても講じていく必要があるという状況を踏まえ、将来的に持続可能な財政運営基盤を確立していくために、第2期持続可能な財政運営プランの後期計画を策定したものでございます。おめくりいただき2ページ、3ページについては、前期実施期間の取り組み内容と成果について記しております。2ページの中段から以降でございますが、取り組み項目については、そこに記載しておりますとおり、市税につきましては、収納率の向上、具体的には平成29年の収納率97.9%をベースに、平成30年度以降、各年度0.1%の収納率向上を目指すことといたしました。また、使用料、手数料におきましては、消費税引き上げに伴う使用料、手数料の見直しと。具体的には、平成元年10月以降、消費税が引き上げられましたが、そのときに合わせて、使用料、手数料について、原則5%のアップとさせていただいたものがございます。歳出では、代表的なものは物件費。各種物件費について、業務内容の見直しによる減額。これは平成30年2%、元年度4%、令和2年度からは6%という目標を設定して取り組みを行いました。1行を飛ばしまして、指定管理に係る一般管理費の見直しについては、平成30年度以降、原則2%の削減に取り組んでまいりました。補助費等につきましては、運営補助につきましては、5%から10%を令和元年度から。また、事業補助については、平成30年度から15%削減、イベント補助、個人給付の削減については10%、令和元年度から、それぞれ取り組みを行っております。繰出金についても、特別会計に係る物件費相当額の3%、また企業会計については、基準外繰出2%の削減を、それぞれ平成30年度から行っております。また公債費では、高利率の縁故資金につきまして、繰上償還。具体的には平成30年、2.8億円繰上償還しているところでございます。また、普通建設事業につきましては、充当すべき一般財源をそれぞれ減額してきたところでございます。3ページが具体的な取り組み項目ごとの目標額を定めたもので、上段が目標額、下段が取り組み効果としておりますが、令和2年度までは決算で、3年度は決算見込みの数値を上げさせていただいておりますが、この詳細項目につきましては、まず、概略的に申し上げました取り組み目標額は30年度が2億円、元年度が4億円、令和2年度が5億円、濃いブルーのところへ示しておりますが、3年度は5億円プラスコロナで0.5億円と、5.5億円の削減を目指して取り組みを進めました。取り組み効果の結果につきましては、それぞれ、下段のブルーの表のとおり、おおむね目標が達成された状況でございます。数値の詳細については、各年度におきまして、予算決算常任委員会において、重点審査項目として審査いただいておりますので、各数値の詳細説明は省略をさせていただきます。なお、1点、取り組み効果額の令和2年度の市税のマイナス19,359千円。この意味は、下の米印2番に書いておりますとおり、令和2年

2月1日から3年2月1日まで到来する納付期限のあるものについて、徴収猶予制度を引いたものですから、3,600万円程度、その申請がございました。その結果、目標より約2,000万円達成できなかったというのがマイナス1,935万9,000円。その徴収猶予を除けば、目標を1,652万2,000円達成できたというものでございます。4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、それぞれでは、28年度の財政傾向に基づき策定いたしましたプランの歳入推計値と実際の決算はどうであったのかといったものを示したものが、4ページ、5ページでございます。総体的には、3段落目以降でございますが、推計に対しまして歳入一般財源は、というところをかいつままで説明いたしますが、一般財源につきましては森林環境譲与税が新設されたことや、特別交付税に係る臨時的経費が増額となった、また、普通交付税についても、2年度交付については、単位費用等の増によりまして、見込みよりは4.2億円増となる117億150万円となったところでございます。また一方歳出では、平成30年災害に伴う災害関連補助金、また、除雪経費の増額等の臨時的経費、また、施設の修繕費に伴う増額などがございまして、歳入一般財源につきましても、推計値よりは増額となっております。具体的には、それぞれ5ページに年度ごとの推計と実際の決算額についてお示ししております。令和2年度について申し上げますと、令和2年度歳入歳出とも191億円。合計欄に記しております191億円を見込んでおりましたけれど、歳入の実際の決算は210.8億円というものでございます。この乖離の主なものにつきましては、先ほど言いましたとおり、普通交付税もでございますが、その他の一般財源、推計と決算では増減が15.5億円あります。この中身については、コロナウイルスの感染症臨時交付金が約12億円。これは特定財源ではなく、市におきましては一般財源として歳入して、それぞれの事業へ充当した形になっておりますので、統計上の扱いは一般財源ということでこの15.5億円のうちの12億円については、地方創生の臨時交付金であるといったものです。また差額の3.2億円については、財政調整基金でございます。歳出につきましても、191億円の推計に対し、決算額は203億円でございます。大きな乖離となったその他増減10.3億円の中身につきましては、これも先ほど申し上げました、コロナに対する経済対策補助費等が主なものでございます。この増減、歳入は19.8億円ふえて、歳出は12億円ふえた。この差額の7.8億円というのが、2年度決算における実質収支になるところでございます。6ページにつきましては、本市を取り巻く状況ということで、市の財政の変遷、国の動向を記しておりますが、1ページで概略説明をいたしましたので、省略いたします。なお、7ページよりは本市の決算推移、合併以後の推移を棒グラフとともにお示ししております。簡単に説明いたしますが、令和2年度、先ほど申し上げましたが、本市の歳入総額については367億円余りということで、自主財源の根幹である市税収入については37億円余り、収入全体の10%程度で推移しております。市税については、特に個人住民税で人口減少に伴う課税対象者の減少傾向がございまして。また固定資産税については、評価がえに伴う減少の傾向にございまして、一方で太陽光発電の設備整備等により、償却資産については増加傾向、全体では、おおむね横ばいというものでございます。また、地方交付税については、合併算定がえの縮減によりまして、段階的に縮減してまいりましたが、令和2年度では、普通建設に係る市債の元金償還が始まったことなどが要因となって、増額に転じているところでございます。8ページが歳出のそれぞれの決算の推移でございます。これも令和2年度を中心に申し上げますが、令和2年度の決算では、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が全体の34%、投資的経費については22%、物件費、その他44%となっております。なお義務的経費の1つであります人件費につきましては、定員マネジメントプラン、平成26年3月に策定いたしま

したプランでございますが、職員定数の管理により、それぞれ定数については管理をしてきております。また公債費についても財政計画に基づく計画的な市債発行等に取り組みまして、大幅な減額となっております。また扶助費につきましては、1人当たりのサービス利用件数の増加傾向がございますが、全体の利用者の減少に伴い、近年ではおおむね横ばいと。物件費等については、事務事業の外部委託の増加、保育所の指定管理料であることなどから代表されるように、外部委託の増加、また農林業、商工関連経費の増額等によりまして、増加傾向にございましたが、ここ数年、前期プランに基づく取り組みに基づきまして、おおむね横ばいで推移していると分析しております。なお、令和元年度、2年度におきましては、平成30年災害に係る被災建物の撤去経費やコロナ禍における感染対策等の臨時的経費が大幅な増加となっております。また投資的経費につきましては、平成30年度及び令和2年度に発生いたしました豪雨被害が甚大であったことを受け、大幅な増加となっております。これらを踏まえ、9ページでございますが、2年度決算における主な財政指標の県内比較を9ページ、10ページに掲載しております。財政力指数につきましては、県内14位の0.26、経常収支についても10位の96.5%、10ページ、実質公債費比率、1時期は20%を超えましたが11.9%まで下がってきておりますが、他市と比べればまだ高い状況にあると。また自主財源比率につきましても、県内14位ということで、こういった財政状況、財政指標の状況でございます。では、これらを踏まえ、今後の財政収支の見通しはどうか、推計の考え方、そのあらましについて11ページ以降にお示ししております。まず、歳入の市税につきましては、生産年齢人口の動向を考慮し、市民税全体では微減という傾向を見込んでおります。固定資産税では、令和6年度に予定いたします評価がえの減少を考慮した推計とし、全体ではこれも市民税と同様、微減であろうと見込んでおります。その他、軽自動車税、市たばこ税、入湯税等、入湯税についてはコロナ禍で減少傾向にありますが、全体として、ほぼ横ばいとして推計いたしております。イの地方交付税のうち、(ア)の普通交付税につきましては、先ほど冒頭申し上げました、4年度から3年間については、実質同水準ルールということで、前年度を下回らない水準を確保するというようになってはおりますが、人口などの国勢調査結果を反映した推計とするもので、全体のベースは横ばいとしつつも、若干需要額に反映される公債費の増を反映し、全体では微増になるのではないかと推計をしております。特別交付税については、今後の特殊事情は見込めないものでございまして、全体で横ばいで推計するものと考えております。12ページ、市債につきましては、長期総合計画に基づく事業に係る市債を計上しております。国県支出金についても、同様でございます。また扶助費については扶助費へ充当する国県支出金については、人口減少等から微減として推計を見ております。その他の歳入についてはおおむね横ばいであろうというものでございます。13ページが歳出の見通しでございます。人件費につきましては、正規職員についてはマネジメントプランの最終年度でありました令和3年度の数値を据え置いた形でそれぞれ反映をさせて、全体ではほぼ横ばいと。扶助費についても、おおむね横ばいということで考えております。なお、元年10月から幼児教育、保育の無償化に伴いまして、保護者の負担金が約1.5億円少なくなっておりますが、その関係上、物件費がその分減って扶助費がふえるという傾向にございます。13ページは公債費、これは既発債、既に発行を終えているものの元利償還を計画的に計上したものでございます。ですから徐々に上昇するものと考えております。物件費については、それぞれ前期実施プランでは、令和3年度当初予算において、29年度当初予算を基準に6%の削減を図っておりますが、その取り組みを継続するものとして推計を行ってございまして、全体とすれば、ほぼ横ばいを見込んでおります。繰出金に

についても結果的にはほぼ横ばいというものでございます。なお繰出金、令和2年度で、がくっと落ちておりますが、これは、なお書きに記しておりますとおり、下水道事業会計が繰出金から補助金として、公営企業会計移行したものですから、その関係上で数値が極端に落ちた形となっておりますが、逆に16ページでは、補助金にシフトされたもので補助費がぐんと上がっているものでございます。補助費全体では、これまでの取り組み、運営補助、事業補助、イベント補助等について、これまでの取り組みを継続するという形での推計を行っております。なお、これまでの決算で申し上げました新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策等のものについては、ここの表には、特殊要因でございまして加味しておりません。17ページが普通建設事業の見込みでございまして、長期総合計画の後期計画との整合を図るものとしております。令和3年度で推移が少し上がっておりますけれども、ここは市民会館、自治振興センターの事業、また新焼却施設の整備、また住民告知システムの更新等が重なったものでございます。災害復旧事業については、大規模な災害は想定できませんので、平均的な災害復旧事業費として見込みを立てております。そうした歳入、歳出の見通しから全体の収支見込みはどのように見ているのかというのが、19ページでございまして、前期実施計画の継続実施をベースにした歳入、歳出の見通しに基づく、令和4年度から令和7年度までの財政状況の推計は、下段の表のとおりとなっております。継続実施というのは、先ほどありました、中段の前期実施期間の表中でございまして、プランの目標額として、30年度は2億円、元年4億円、5億円、5億5,000万円。5億5,000万円の5,000万円はコロナの特殊要因でございまして、この5億円というのがベースになりますが、それをベースとして、先ほどの収入と支出の推計をもとにいたしますと、さらに年間1億円から1.1億円の収支、歳出超過が見込まれると。全体では、表の下段になりますが、後期実施期間では6億1,000万円から6億円の目標とさせていただきたいと。それは、プランの目標額を1億円から1億1,000万円と歳出超過が見込まれるために、5億円に1億円を足した6億円をベースとさせて取り組みを進めていきたいと。なお、前期実施計画におきまして、令和4年度以降の推計では、表の負債から参考としております、8億円のマイナスとしておりますが、前期プランを定めるときには、平成4年度以降は8億円の収支不足が見込まれるであろうと考えておりましたが、結果的には、端的に申し上げますと、普通交付税が推計ほどは下がらなかったと。国で同一水準ルール等に基づき、臨時的措置等は設けられて普通交付税が見込み以上には下がらなかったということで、6億円から6億1,000万円の削減とさせていただきたいと考えるものでございます。それでは、1億円から1億1,000万円、全体で6億円から6億1,000万円。この1億円余りの歳入確保、歳出削減については、期間においてどのように取り組むのかといったところでございまして、21ページはその対象とする会計でございまして、書いておりますが、要は、全会計において取り組みを進めると。計画期間については、4年度から7年度までを後期実施期間とするものでございまして、その具体的な内容について、22ページから記載しております。まず市税につきましては、収納率の向上を前期プランに引き続き、取り組みを進めるということで、後期実施期間では、現年課税分について前期プランの取り組みを継続しつつ、今度は、令和3年度の当初予算をベースに、毎年度0.1%の収納率の向上を目指そうとするものでございます。具体的に言いますと、令和3年度当初では97.87%の収納率を認めておりましたが、令和4年度ではそれに0.1%を加えた97.97%として、その収納率の向上を図ってまいりたいと。なお、滞繰分につきましては、積極的な滞繰整理を行うことで引き続き、公平性を担保するという市税納付額の増額に取り組みたいと。滞繰繰越の具体額については、表中にもお示しをしておりますが、100万円ということ

で、その増額を図りたいと考えております。また、23 ページ、未利用財産の利活用では、4 つ計上しておりますが、個別施設計画に基づく計画的な施設マネジメントをベースといたしまして、不要財産の売却処分であるとか、不要物品をインターネットで売却を行うなど、目標額とすれば、下段表に定めております 200 万円を各年度において目標額として定めさせていただいております。24 ページにつきましては、さらに歳入の取り組みといたしまして、広告料収入の確保ということで、既存広告媒体の活用、新規広告媒体の創設にあわせて、具体的にネーミングライツの制度の新設を行いたいと考えております。市民会館や本市を代表するスポーツ施設、文化ホールなどを対象として、ネーミングライツ制度を導入してまいりたいと考えております。その目標額については、下段の表のとおりでございます。また、歳出の削減に向けての取り組みにつきましては、25 ページ、一般会計の繰出金の削減に努めてまいりたいと考えております。前期実施期間では、普通会計に属する特別会計、行政事務特別会計においては、物件費相当額を対象として 3 % を、また公営企業会計については、基準外繰出の 3 % を、それぞれ削減目標として取り組みを進めておりました。一方で、一般会計につきましては、物件費で 6 % の削減に取り組むなど、特別会計等に先行した取り組みを行っておるもので、普通会計に属する特別会計、行政事務特別会計。普通会計に属する特別会計というのは、住宅、歯科特会、休日診療所の特別会計。行政事務特別会計というのは国保、介護、後期高齢者、介護サービス、国保直診等の特別会計でございますが、これらに属する特別会計の物件費相当額の 3 % をさらに削減した取り組みを進めてまいりたいと考えております。また公営企業会計につきましても、総務省通知で定めます基準外の繰出につきまして、3 % を基本とした減額といたしたいと。水道、下水、病院事業等がこれに該当いたしますが、使用料等を充当いたします維持管理経費などの削減を 3 % 行っていききたいとするものでございます。26 ページが地方債の繰上償還に取り組むというものでございます。前期プランでは、30 年度に借入利率 2 % を超える 2 億 8,000 万円余りの繰上償還を実施いたしました。また、令和 3 年度においても、これは繰上償還を実行いたしました。令和 4 年の 1 月 7 日に 2 件、2 億 6,186 万円の繰上償還を行ったところでございます。借入利率は 2.5 % のものでございましたが、2 件で 2 億円余りの繰上償還を実施いたしました。その繰上償還の結果、5,100 万円余りは削減できる見込みとなったものでございます。また普通建設、27 ページ、一般財源につきましては、前期プランでは、5 億円から段階的に 4 億 4,000 万円まで一般財源を削減してきた経緯がございます。また、令和 3 年度当初予算では、たび重なる豪雨災害から普通建設に係る一般財源は、4 億円まで圧縮をしております。引き続き、平成 30 年災の完成率が、まだ令和 3 年末で 70 % と。最優先で切れ目なく災害復旧に取り組む必要がまだあるということで、令和 5 年度までは、現在の 4 億円というベースを引き続き行わせていただきたいと。6 年度以降につきましては、災害復旧に一通りのめどがつくであろうことをもとに、2,000 万円の削減で、一般財源枠は 4.2 億円。ですから、令和 4 年度、5 年度の一般財源枠は、4,000 万円減の各 4 億円、6 年、7 年度の一般財源枠については、4.2 億円とさせていただくものでございます。以上が後期実施期間における取り組み内容でございます。コロナ禍にありまして、いまだ終息が見通せない現状にございますが、前期実施期間での取り組みを継続しながら、新たな補助金等の削減は行わず、改めて庁内全体で取り組めるものがないかということ視点を今回の計画を策定させていただいたものでございます。説明が長くなりましたが、以上となります。

○赤木忠徳委員長　　今、説明をしていただきましたが、この説明に補足するもの、もしくは疑問点について質問を受けたいと思います。挙手をお願いします。

- 藤原洋二委員 この財政運営プランにつきましては、12月2日の説明を受けておりますけれども、この時点では案でございましたが、今回お配りの資料については、もう案が取れているのですが、何か変更点がありますでしょうか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。課長。
- 中原博明財政課長 記載内容等、変更等ございません。
- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 全体的には災害とコロナ対策を見込んだ額ということでございますが、コロナについては、どこまでの対策を見込んでおられるかというのは、策定された11月末までの対策ということで、今後のことは何か。例えて言いますと、オミクロン対策とか、経済対策とか、新たなものは見込んでおられますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。課長。
- 中原博明財政課長 歳出にも計上はしておりませんが、今後の収支の見通し、特殊要因的なことにつきましては災害復旧事業も同一でございますが、まず想定がつかみませんので、通常収支のもとにおいて不足する額に対してどのような方針で、その収支不足を補うのかというプランとしておりますので、具体的にコロナ対策について幾ら、災害対策について幾らという上乗せした取り組みを前提に取り組み計画としておりませんので、お答えの数値についてはここには入っていないと御理解いただければ。
- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 市税については、微減という形で歳入を見込んでおられますけれども、コロナで猶予された関係があるかと思っておりますけれども、この歳入については、見込んでおられますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。課長。
- 中原博明財政課長 3,600万円程度の猶予がございましたが、それも見込んでおりません。
- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 今聞いていたら、縁故債の繰上償還というのが毎年計画的に行われていると思うのですが、縁故債の高利率のものがあとどれぐらい残っていますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。
- 平岡洋介財政課財政係主任主事 縁故債につきましては、2%を超える高利率のものにつきましては、現在4件ございます。
- 赤木忠徳委員長 係長。
- 沖田晋耶財政課財政係長 令和3年9月末で約1,700万円でございます。
- 赤木忠徳委員長 藤原委員。
- 藤原洋二委員 令和3年度以降の市債発行の予定で縁故債の発行予定が今後ありますか。借り入れ予定。
- 赤木忠徳委員長 係長。
- 沖田晋耶財政課財政係長 市債の種別によって、借り入れ先が定められてございますので、合併特例債などは縁故債という扱いでございますので、発行の予定がございます。
- 藤原洋二委員 普通建ての計画なのですが、10億円を超える計画でもいいのかと思うのですが、今進行中の新焼却でありますとか、庄原の自治振興センタープラス公民館という大型、大規模な事業が、今、進行中ですが、今後、大きな計画が市で、その他あるのでしょうか。大体、普通、

10億円規模の事業については、計画的な執行をされていると思うのですが、今後、大きなものがあるのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 新焼却については、ことしの5月までで完結いたします。10億を超える大規模な箱物等の事業が想定されるかということでございますが、現状では、金額については確定しておりませんが、子育て支援施設等の改修、整備が計画に上がってくると聞いております。また現在、来年度予算の予算査定中でございますが、令和7年度までの全体計画を把握しておりませんので、何事業に幾らということでは答弁はできませんけれども、おおむね大きな事業は、来年度についてはございません。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 計画策定の業務委託とかの委託料とかも、令和4年度は計上がないということでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 来年、庄原の児童クラブを建てかえる計画となっております。それ以外については箱物の実施計画については大きなものはございません。道路改築につきましても、単独については、設計が主なものでございまして、工事は、緊急、通行どめのところを1部工事する程度で、大きな工事というのは予定されておられません。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 市税について、0.1%増の収納率を目指すということでございますけれども、これについては、すごくたくさんの事業がございますけれども、0.1%上乗せということになると、平均して98%台のものもたくさんある中で、特に事業を限定されての取り組みは考えていらっしゃいますか。収納率の悪い事業など。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 市税につきましては個人住民税、法人市民税等を含めまして、全体で、現在、3年度当初で97.87%の収納率のものを、4年度では97.97%としたいということでございますので、どの税目にかけて特化してということではございません。全体を通して0.1%の収納率の向上を果たすと。また滞繰分についても、それぞれ積極的な滞納整理を今後も行っていきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。谷口委員。

○谷口隆明委員 財政推計で、29ページの普通交付税は3年度を基準として横ばいということになっているのですが、20年の国勢調査の結果で人口減の影響を入れても、こういう令和7年度、125億円ぐらゐの数字になるのかどうか、確認の意味でお伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 国調の減少に対して交付税が約1億5,000万円程度下がるのではないかと見込んでおりますが、これは段階的に下がるものでございまして、単年度で下がるものではないと考えておりますので、5年間を通じて徐々に下がっていくものということで、ちなみに来年度あたりでは1,800万円程度が人口減により、国調の人口の置きかえにより減額になるものと推計しております。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 この間、大規模な豪雨災害とか、コロナとかでかなり財政調整基金を取り崩されたの



で、結局また国の交付金等でもとに戻っているのだと思うのですが、財政調整基金もずっと 36 億円の水準になっているのですが、他の自治体では、かなり財政調整基金を取り崩して、もう少ないところが府中市とかいろいろあるのですが、やはり庄原市の場合は、これだけの財政調整基金が維持できるというのはどういう原因というか、結果だと思ってしまうのですが、本来であれば、財政調整基金が下がるという局面もあったと思うのですが、その辺の財政運営について、お伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 財政運営につきましては、この前期プランあわせて後期プラン、収支均衡のもとにおいて幾ら不足するであろうことをもとに、それぞれ目標額を定めて、その取り組み内容を定めております。財政調整基金の現在高約 36 億円程度ございますが、今年度におきましても、その推移については、維持できるのではなかろうかと考えております。その要因は、一番大きなものはやはり、このプランで取り組みを堅実に皆様方に御協力いただいて取り組んでいることもございますし、国においても、2015 年、18 年、21 年と交付税を含めた一般財源の総額を縮めないということが着実に実行されている結果であろうと考えております。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 補助費が、先ほどありましたように、費目によって率を決めて一律に削ってこられたわけですが、やはりトータルとすれば補助費は合併からずっと減らないという傾向になっているので、本当に補助費の見直しをしようと思えば、一番いいのは全てゼロベースにして、積み上げればいいのですが、そうしたなかなかいろいろな利益が絡むので難しい面もあるのですが、やはりそうした思い切った補助費の改革も考えないと一律カットではあまりうまくないのではないかと思います。今後の補助費についての見通し、そうしたことも含めて考えているのかどうか、これまでどおりのやり方でいかれるのか、基本的な考え方をお伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 確かに補助費に占めます補助金等につきましては、非常に多くのメニューがございます。それをそれぞれ全てやるということになれば、非常に多額な経費が必要であろうと思います。歳入に見合うだけの歳出を組む必要がございますので、全体の補助金のメニューを全てやるのではなく、その時代、その時々に応じた補助金に特化した形で、その時代に合った政策として予算化してまいりたいと現在では考えております。議員おっしゃるとおり、全体をゼロベースで全て見直せばよろしいのですが、本来不要なものはないと考えておりますので、その中でどうしてもこれだけをしていかなければならないというものを歳入の範囲内において執行していきたいという考えでおります。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 おっしゃることはわかるのですが、もう 30 年、40 年ずっと同じような団体補助が継続したりとか、いろいろありますので、思い切ってそうした団体の自主的な運営も含めて促す意味でも、そうした本当に長いような補助金については見直すとか、今言われたように確かに時代の要請に答えて、今の時代はこういうものが必要だが、もうこういう補助金については、見直すべきではないかというメリハリのあることを考えないと、今後財政が厳しくなる中では難しいのではないかと。議員としても難しいのですが、やはりそのあたりは思い切った考えが必要ではないかと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長       それぞれ補助金等の終期、設定された年でもございますので、その都度、これまでの投資額、効果額はどうかだったのかということ、いま一度、その終期に合わせて見直して、継続すべきもの、廃止すべきもの、統合すべきものなどについて、今後においても整理をしていきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長       藤原委員。

○藤原洋二委員       令和3年度に交付する算定の改正があったと思うのですけれども、この計画自体が11月で、資料的には、交付金の決算額ということでありまして、基本的に説明の中に国勢調査人口への置きかえというのがどうしてもメインで出てきますけれども、算定の中で、地域社会再生事業でありますとか、地域デジタル社会でありますというのも出てまいります、改定があったと思うのです。そのあたりの流れがどうなっているかということと、臨時財政対策債の発行可能額を全額借りているかということの2点お聞きしたい。

○赤木忠徳委員長       答弁。課長。

○中原博明財政課長       先ほど議員がおっしゃいましたデジタル化、人口減少に対する取り組みなどの臨時費目については、当面、来年度においても継続をされるものと情報を得ております。ですから全体として人口減によるもの、また70歳以上の人口、65歳以上の人口については、2020年度の国調の数値が来年から置きかわるものですから、その減少もあろうかと、今後においては思いますが、今おっしゃられた臨時費目については、今後においても措置されるものと、全体額もおおむね前年度同様なものが措置されるものと見込んでおります。臨時財政対策債については、示された発行可能額を、全額借り入れを行っております。

○赤木忠徳委員長       福山委員。

○福山権二委員       補助金の見直しということについて考えてみたいという説明があった。具体的な計画が今あるのですか。要するにこの計画の中で、何年間かけてこれだけのものを削減していくとか、その根拠はどこにあるのかとか、そういったことを市全体で考えていくのか。それとも、各課にパーセンテージ的に出していくのか。それとも庄原市全体の今の状況を見て、ここの部分に集中しようみたいなそういうもの。課長がやるとおっしゃったので、どういうスケジュールと目標、視点でやるというのが、もし今あれば。

○赤木忠徳委員長       答弁。課長。

○中原博明財政課長       後期における補助金、補助費の取り組みにつきましては、先ほど拙い説明でありましたがさせていただきます、要は、現状コロナ禍にあって、日ごろ不自由をお感じになっている市民生活にこれ以上補助金の削減というのは、個々の補助金は、現時点では行うべきではないのではなかろうかという感覚でございます。ですから後期計画、後期実施プランにおきましては、補助金の新たな削減というものは設けておりません。ただし、それぞれ補助金について、実施期間がございますので、未来永劫にずっと続くものでは、原則ございませんので、それぞれ終期が来るものについては、費用対効果、達成率等と見極めて、削減するというものは削減し、統合すべきものは統合するような見直しを、この計画とは別に図ってまいりたいという思いでございます。

○赤木忠徳委員長       福山委員。

○福山権二委員       これとは別に補助金の削減に係る具体的なその議論の進め方等についても、別に提案をされるということですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 今、補助金等の見直しについて具体にお示しをするものはございませんが、厳しい財政状況にあるというのは、皆さん御承知いただいておりますので、それぞれ補助金、あれもこれも1から10あるものを全て満額で補助金計上すると財政もついていきませんので、それぞれ重点化した補助金の執行に努めていきたいと。繰り返しになりますけれども、見直す時期については、終期がそれぞれ3年とか5年とか一通りの終期があるので、その時点でそれぞれ行政評価を受けるなり、自己評価するなりして、統合できるものはしていきたいと。その結果、削減になれば、なおよろしいかなという思いでございまして、具体的に幾ら削減するという考えは現時点ではございません。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 今、庄原市として、収入をこの部分でふやそうということについて、特段の視点といえますか、要は何にしてもふえる状況はないという説明が続くのですが、ふえる見込みがなかったらサービスを削るしかない。施設のネーミングがどうこうとありましたけれど、財政としてこういう部分で歳入をふやしていこうというのが特徴的に何かあるのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 やはり庄原市は自主財源のところが非常に少ない。先ほど見てもらった、断トツの最下位なのです。そこを何とか創意工夫をしながら続けていきたいのですけれど、その1つの取り組みがネーミングライツの取り組みであって、またふるさと納税等もしっかり取り組んでいって自主財源を何とか。その根幹である市税の収納率は上げていくというのもございますし、滞納繰越も不公平感がないようにしっかりと滞納繰越に取り組んでいく。そのほかの自主財源の確保についても継続的に取り組んでいきたい。ただ、これは非常に難しいことではあると思いますが、その自主財源を何とか確保、増額に向けた取り組みを進めたいという思いはあります。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 一般的な話で申し訳ないけれど、確かに財源をふやさないといけないのだけれど、正直言って人口も減り、産業も停滞していて、コロナがどうなるかですが、いわゆる工業地帯であれば、コロナが回復したときに、今、物をつくる生産ライン、機械の維持などで必要なら補助金を国も自治体も出すのですけれど、庄原市で、例えば農業施設を維持しようかということもあまりはっきり言わないのだけれど、例えば、市民税の収納率を高めると言っても、非課税になっているところは抜きにして高めるのですよね。対象の世帯が1万8,000あって、全て対象にして、このパーセントを伸ばす、収納率を高めるのではなく、非課税世帯は抜いて、だから4000か、5000世帯を引いて、その内で収納率を高めるのですよね。要するに、この間もコロナの関係で10万円がどうこうというときに、大体庄原市では4,500から4,600、5,000世帯ぐらいが非課税になっている。しかも人口減になって非課税世帯は抜きにしたら、ふえるどころか減っていくのだろうと思うのだけれど、そういう中で、収納率を高めるというのは、今、対象のところの非課税のところは抜きにして、それを引いた上で何%と考えていいのですか。住民税でいえば。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○加藤孝総務部長 収納率というのは、例えば、1万人の課税対象がいるとすれば、1万人に対して、例えば、10億円課税をしますと、そのうちで9億8,000万円入れば、収納率が98%という理屈ですか。

ら、議員が言われるその非課税世帯ってというのはもう全く別の話でございますので、収納率というのはそういうものでございます。

○赤木忠徳委員長　　そのほかございますか。今も問題になっている財政力指数とか、自主財源比率の推移を見ると最低なのですよね。これは、基本的にはどのように入りをふやすための施策をするかというのは、財政課で物事をするということではないのですが、これをどのように考えるか、読み取るかということが非常に大切なのですよ。例えば、10億円の事業をして、約20%が人件費とすれば、2億円が庄原市に回るわけですよ。今の建物を建てるのに約30%が地元で賄えるということになると、3億円の20%、6,000万円しか住民を養えない、人件費として養えないというシミュレーションが出てくるのですよ。源泉税にひっかかってくるのですけれども、そういうもののシミュレーションをしたことがあるのですか。それをしないと、庄原市の源泉税がふえてこないのです。幾ら大きな事業をしようとしても、本当は自然と源泉税が上がっていく。働く人がふえるから、ふえなくてはいけないのにふえない。そこらのシミュレーションをしたことがありますか。

○中原博明財政課長　　全体で維持するには、何人就業人口があって、生産できる生産年齢人口が幾らあれば維持できるというシミュレーションは、申し訳ございませんが、したことはございませんが、財政指標のとおり、認識の仕方でございますが、私は、確かにこれは県下下位にはございますけれども、指標というのは1つのトレンドと申しますか、傾向にあるべきものでございますので、直ちにそれが市の財政状況を示しているものではないと考えております。ですから、下位には属しておりますが、庄原市の財政状況が逼迫しているのかというのは、そのようには認識はしておりません。ただし、限られた財源でございますので、有効に入ってくる財源の中で、ベストな政策を行っていきたいという思いでおります。ですから、答弁にはなりませんけれど、シミュレーション等について、具体的なものの数値の置きかえで目標数値と定めたことは、今のところはございませんが、あくまで収入の範囲内での歳出をより有効にやっていくという思いでございます。

○坪田朋人副委員長　　委員長。

○赤木忠徳委員長　　10ページを見ていただくと、財源比率の推移というのがあるのですが、平成30年が22%であったものが、令和2年は16%、6%も一気に落ちたのですよね。それは全体的な市の総額が上がったから落ちたのか。そうではなくて、法人税の収入が落ちたのか。それとも、源泉税の総額が落ちたのか。そこらあたりはどのように把握されていますか。あまり大きいから。

○坪田朋人副委員長　　答弁。課長。

○中原博明財政課長　　主には全体の収入が膨らんだために、それに占める自主財源比率が落ちたとしたという分析をしております。

○赤木忠徳委員長　　財政課がすることではないのですが、庄原市の全体的な入りを図るということになればですね、毎年60歳の定年を迎える方がどんどんふえていって、生産年齢の方が縮小されていっているのですよね。これが1番庄原市にとって将来的に不安を持っていくところなのですよ。だから、財政指数を見る上でも、やはりその生産年齢人口をふやしていくということをどこかの課が真剣にやっついていかないと、財政として入りを図ることにならないのではないかなという心配しているところなのです。だからそこらあたりのことを部長答えていただきたいのですが、財政は当然数字を押さえていくのだけれども、やはり入りを図るためにはどこの課がやっていくのだという思いなのです。

○坪田朋人副委員長　　答弁。部長。

○加藤孝総務部長 最終的には人口減少対策であろうと思いますけれども、この人口減少対策というのは全ての部局がそれぞれの施策において取り組みをしていくと。そういう1歩1歩の積み上げの中で、最終的には人口減少対策、人口減少に歯止めをかけていくと。それが、議員が言われるように、生産年齢人口の増加ということになると思いますので、これはこの部局この部局ということではありませんが、市のほぼ全ての施策が人口減少対策につながっていくのだという認識のもとで、それぞれの部局が取り組んでいくべきものであろうと思います。

○坪田朋人副委員長 委員長。

○赤木忠徳委員長 そこはやはりしっかりやっていかないと、数字を扱っているものとしてはどうしてもうまくやっっていこうと思えば、支払うものを少なくする、これをやはり図っていくしか手がないなというところになってくるのですよね。入ることが少ないのだから。だから、もう全体的に縮減の予算になっていく、将来的には、それしか見えなくなるのです。だから、その中で、例えば合併の特例債、基金がありますよね。これらあたりを何に使ってもいいということではないにしてもですね、やはり2億円ぐらい繰上償還をしたために、もう毎年これぐらいの利益が、返還したために財政的には余裕が出てくるということになれば、繰上償還をいかにうまくするかによっては、庄原市の財政的な運営としては、まだかなりできるのではないかなという思いがしていますが、そこらあたりはどのように見解を持っておられますか。

○坪田朋人副委員長 課長。

○中原博明財政課長 確かに御指摘いただいたとおり、入ってくるものを適正に見込めば、それが縮小してくる。それをふやすことができない以上は、出を削減していくと。効率的に進めるというのが目標になってこようかと思います。その中の1つに2%を超える高利率なものの繰上償還等がございますので、そういった歳出削減につながるものについては、ここへ上げた繰上金、ここへ上げた施策に限らず、効率的に執行できるものは、全般的にそういった考えで、経費削減できるものはこれ以上はないのかというところを突き詰めて、今後における財政運営を図っていきたいと思います。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。基本的には財政課が取りまとめて、来年度の予算も今、作成中ですよ。どうしても希望の光が出るようなものを出していくというのがなかなか難しいところではありますが、そこには何か光るものをぜひとも組み込んで、やはり全体が、庄原市、市民と一緒にやっっていこうという、一丸となってやっっていこうという、明るい1番星を見つけていただきたいなという思いがしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。福山委員。

○福山権二委員 部長がおっしゃるように、人口をふやすというのが1番ポイントとは思うのですよ。財政課が企画してやれというわけにはいかないだろうけれど、今の財政の中身で、庄原市の財政規模と今のこの財政の、いろいろあちこちの議会も見ろのだけれど、非常によく分析していて、庄原市はたくさんの方が議会にも提案されている、説明されているというのはあるのですが、それだけ庄原市の財政管理が優秀だと思うのですけれど、1つだけ聞きたいのは、人口をふやすということを考えたときに、なかなか転入する人をふやすというのは、御承知のようになかなか難しいので、いろいろ話があっても、最後は空き家活用とかさまざまなことでうまくいかなかったりするのですけれど、先進的なところでは、住むところを行政が相当準備するところがある。アパートを幾らでつくったりというのは聞くのです。今の庄原市の財政規模の中で、例えば、50軒とか、行政がそういう新しいことに投資するという余裕といいますかね。財政的な余裕というか、そういうのはどう考えられますか。

庄原市が新たに新しい家屋を提供して若い人に入ってもらおうと。もちろん、さまざま、産業的にも目的があってやるのですけれども、来たいという人がいても、この家を買うといっても、湿気が多いから買えないとか、最後になって売る気はないのだと。地域で取り組みをしているのだけれど、やはり家屋の問題が一番大変なので、そういうことは、財政的にはどうなのですか。全部の課が一生懸命していると言われるのだけれど。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○加藤孝総務部長 例えの話ということで 50 軒という話がありましたが、住宅施策もやはり人口減少対策の1つのポイントになってくるのだらうとは思いますが。ただ、庄原市の場合は、議員も御承知だと思いますけれども、若者向けの特定の個人、一般的に特公賃と言われていますが、そういう住宅も実は準備をしています。住むところを限定されなければ、ある程度特公賃というものも準備していますし、あと、議員は実際に地域で空き家対策をしていただいているので、恐らく、今、そういう話が出るんだらうと思いますが、空き家バンクという取り組みもする中で、新築ではなくて、古い家も含めて、空き家バンク等でも、今、紹介もしています。実際成約になったものもありますし、実際には条件が合わないものもあります。やはり単に建てて、来ていただくということだけではなくて、そういう既存のものを有効活用していくと。今、御承知だと思いますけれども、自治定住課で、住宅を買えば100万円であったり、借りれば50万円とか、そういう経費負担の補助もしていますので、やはりそういうところも活用していただく中で、市がすぐ建てて、どうぞと、それも1つの施策だらうと思いますが、今の庄原市の方針とすれば、既存の特公賃、さらには空き家バンク等を活用した紹介。それからもう1つ言えるのは、民間でかなりの施設が、実は庄原市にはあるのですよね。これを建てると、民間のアパート業者さんへの影響というのも出てきますので、簡単に50軒建てれば対策ができるというストレートな話ではないので、民間のそういう企業もございますので、そこらであれば例えば家賃補助をすとか、いろいろな施策を考えていく必要があるだらうと思います。

○赤木忠徳委員長 今の中で、国の交付率の問題、例えば過疎債は対応できるとか、いろいろな形でそういうものに使えるのですか。

○沖田晋耶財政課財政係長 公営住宅につきましては、過疎債は対応できません。

○赤木忠徳委員長 だからなかなか難しい。自主財源になるのですよね。そのあたりもまたいろいろ研究していきたいと思えます。傍聴の議員から何か質問があれば、皆さんに諮って受けたいと思えますが、よろしいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 議長。

○近藤久子議長 24 ページのネーミングライツ制度の新設ということで、もう取り組みの目標額まで示されているわけです。簡単に申し上げれば、今、市民会館のホールをリニューアルしておりますので、それをどこか企業の名前をつけて、何々ホールということをお考えだと思っておりますけれども、ここに挙げていらっしゃる市民会館やスポーツ施設、文化ホール、どの程度までこれで広げようと思っていられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○中原博明財政課長 市民会館、東城の文化ホールとか、陸上競技場、また野球場等を候補にして、実施に当たっては、具体的な要綱を定めて、令和4年度で募集を始めたたいと考えております。ですから、

こういった大きいホールとかスポーツ施設というくくりは考えておりますけれども、具体的にここまでという範囲については未定というところです。

○近藤久子議長　　その際、今、ついている名前を変更する場合があります。例えば東城文化ホール。地元根づいた名前を企業の何々銀行であるとか、郵便貯金ホールが、今、上野学園ホールに変わっておりますけれども、そういった大きな市の場合には、本当に多くの方が使われるのでよろしいのですけれども、地元根づいた名前を今度企業名に変えることになると、よほど、お考えいただきたい面があるのではないかと思いますので、その点いかがですか。

○赤木忠徳委員長　　答弁。課長。

○中原博明財政課長　　そういった面も多分にございますので、そこも含めて総合的に検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○赤木忠徳委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　設置管理条例をかえるというのは。

○赤木忠徳委員長　　答弁。係長。

○沖田晋耶財政課財政係長　　設置管理条例上の名称は変更いたしません。通称、愛称ということでの整理でございます。設置管理条例上は何とか施設ということでございます。

〔松本みのり議員が次のとおり発言　　交付税の推計が令和4年度から令和7年度の3年間まで3億円ふえる推計になっている。このふえる理由について教えてください。〕

○赤木忠徳委員長　　答弁。

○平岡洋介財政課財政係主任主事　　地方交付税の算定基礎の中に、現在発行しております市債の償還額の7割でありますとか、そういった金額が算入されることになっております。令和5年、6年、7年と増額しておりますのは、この公債費の償還額が増加していくことに伴いまして、地方交付税の額もあわせて増加しているというものになっております。

○赤木忠徳委員長　　松本議員。

〔松本みのり議員が次のとおり発言　　市債の中身については。〕

○赤木忠徳委員長　　答弁。係長。

○沖田晋耶財政課財政係長　　大きいものでいきますと、現在、設置の新焼却施設整備事業で、元金は据え置きで、2年後から返すとかということがありますので、6年、7年あたりで新焼却の償還が始まるので、その分の交付税も入ってくるのも、ふえてくるということでございます。

○赤木忠徳委員長　　では、以上をもちまして、財政運営について終了いたします。

〔中原博明財政課長、沖田晋耶財政課財政係長、平岡洋介財政課財政係主任主事 退室〕

○赤木忠徳委員長　　休憩します。

午後2時17分　　休　　憩

午後2時20分　　再　　開

○赤木忠徳委員長　　再開いたします。レジュメに沿っていきます。

## 2 公契約条例について

○赤木忠徳委員長        それでは、公契約条例について始めたいと思います。最初に、公契約条例にかかわる取り組みについて、課長から説明をお願いします。課長。

○定光浩二管財課長        それでは管財課より、公契約条例ということで、本条例の運用状況、公契約に関する取り組みの状況等について御説明をいたします。平成 31 年 4 月に施行されました庄原市における公契約の基本を定める条例は、公契約に係る基本的な事項や、市及び受注者等の責務を明確にすることにより、公共事業、公共サービスの品質向上、事業者等の経営の安定及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としております。この目的を達成するため、市の責務であります適正な公契約に関する取り組みといたしまして、庄原市公契約に関する基本方針に掲げた取り組みを進めてきております。この基本方針は、本市の公契約のあり方について、3つの方針と、その方針に基づき、市が取り組むべき内容を明確化したものであり、条例趣旨に合致するものであることから、市として基本方針に示す取り組みを着実に進めてきたところでございます。それでは、資料をごらんください。基本方針で明示いたしました取り組みについて、実施の状況を簡単にまとめたものになります。まず1つ目の方針、透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札、契約の促進では、入札までの見積り期間の確保として、建築工事の積算における見積り期間を延長し、適正な見積り期間の確保を行い、次のダンピング受注の防止では、国の見直しを踏まえた最低制限価格算定方式の見直しを行ったところです。次の入札、契約手続の効率化では、特に議会からも御意見のあった業者との意見交換を実施し、御意見等をいただいているところです。平成 30 年 7 月災害を初め、令和 2 年災害、令和 3 年災害など、多数の災害復旧工事を発注しなければならない状況にあり、円滑な受注と工事の施工を進めていくため、業者の意見も聞く中で、提出書類の軽減や地域要件等の緩和などを図ったところでございます。めくっていただき、2ページをごらんください。2つ目の方針としまして、品質と適正な履行の確保では、適正な工期の設定、現場に即した設計変更として、広島県のガイドラインなどに沿った取り組みを引き続き実施するとともに、速やかな予算繰越手続の実施による入札執行をしております。また、本年度 7 月からは、公共工事に係る測量、調査、設計業務について、前払金を導入することで、品質と適正な履行の確保を図っているところでございます。次に、3つ目の方針、雇用環境の安定と地域経済の活性化では、社会保険等の未加入対策として、これまでも国県が進める未加入対策に準じ、公共工事の元請、下請における社会保険の加入を確認し、未加入業者の排除の対応を行ってまいりましたが、建設業法改正に伴い、昨年度より、社会保険に加入していない不適格業者の排除を目的とした条項を新たに設ける契約約款の改正を行っております。次の担い手の確保、育成の支援では、国において改定が行われております公共工事労務単価について、労働条件の改善の観点から、本市においても早期適用措置を行っているところでございます。以上、主な取り組みを申し上げましたが、刻々と変化する公契約を取り巻く環境に対応するため、今後も国や県の動向や業者からの意見聴取など各種情報収集に努めるとともに、庄原市における公契約の基本を定める条例及び庄原市公契約に関する基本方針に沿った適正な契約事務の執行、取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○赤木忠徳委員長        基本的には、条例になったわけですから、当然、基本方針ではなくて、条例に基づ



いて遂行していかなくてはいけないということになっておりますので、もう既におわかりだと思っておりますので、その点を踏まえて質問がありましたら、どうぞ。全体的な質問が出るように説明していただきたいのですが、この公契約条例ができたために、どういう形で受注の機会ができてきたか。例えば、新規参入の業者がどれぐらい年間ふえてきているのか。基本的にはその条例の中には、第6条に市内業者の受注機会の確保というものがあるのですね。庄原市の場合は、その受注をするためには、申請書を出すのですね。申請書を出すためには、今までの実績表というものを出すところがあるのです。新規参入者には、実績がないのですね。そこらあたりはどのように判断して受注させているのか。入札参加をさせているのか。今のままでいくと、私が聞いている中では、全く新規参入の業者が入れないような仕組みになってしまっているように感じているのですが、それはどのように新しい業者の受注機会をつくっているのかお伺いしたいと思います。これから入りたいと思います。

○定光浩二管財課長　　ただいまの条例の第6条につきましては、市内事業者の受注機会の確保という条項となっておりますので、市内事業者の受注の確保の取り組みについては、別途、取り組みをしているところでございます。もう1つの入札参加資格の件の御質問でございますけれども、庄原市の場合、工事コンサル等の発注に当たりましては、入札参加資格登録制度を設けております。これは2年ごとに登録をしているもので、追加もできますけれども、それぞれ入札参加するために申請をしていただいて、その中におきましては、新規で参入するための要件というのも設けております。この要件というのは、例でいいますと、名簿登録を1年経過していること、また、県または庄原市での5年間での随意契約等の元請実績があること。事務所が維持されていることなどを条件としております。この年間指名業者として入札に参加して、公共工事を受注していただく上で、公共工事を施工する体制の確認であるとか、成果品の品質も求められているというところで、元請実績の要件も審査項目となっているところでございます。一定の要件に基づいて、登録制度を設けているという状況で、元請実績を積むためには随意契約等で実績を積んでいただくということはあるけれども、全く実績がないところに参加していただくということにはなっていないというか、一定の基準に基づいて登録をしているという状況でございます。

○赤木忠徳委員長　　当然、どういう業者であるか、実績がどういう形で確保されているかというのは、大変気になるところですが、こういうものがあるがために受注の機会がかなり失われているのですよ。その中で、ここ1、2年で、どれぐらい新規参入の業者ができてますか。答弁。

○定光浩二管財課長　　令和3年度で申し上げます。3社新規参入を認定しております。管工事において2社、土木工事において1社ということで。それから電気工事においても2社ということで、管が2社、電気が2社、工事が1社ということで、新規の登録で令和3年度はスタートしているところです。

○赤木忠徳委員長　　私どもが聞いている中では、本当に土建業者も仕事が少なくなってきて、新しい業者を入ると、自分らの受注機会が少なくなるということで、非常に妨害をしたり、いろいろ入らないような形にされているというのも、ちまたの話では聞くのですが、先ほどからも財政の問題も話をしていた中で、競争原則と新規に入る業者をふやしていかないといけないというのが原則なので、そのあたりを積極的にやられているかどうかというところを、今聞いているので、やっているということですね。わかりました。こういうところから入っていきたいのですが、皆さん、御意見をいただきたいと思っております。副委員長。

○坪田朋人副委員長　　2番目の品質と適正な履行の確保とあるのですけれども、品質についてどう基準

を設けられているのか。例えば、施行された後に品質はどうかとかチェックすることがあるのかどうかをお伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 工事等の完了した際には必ず完了検査というのをしております。そういった工事が設計どおりきちんできているかという確認は当然やっております。また、契約執行上での品質の確保という点でおきましては、適正な最低制限価格でありますとか、また、前払金を支給するであるとか、それから社会保険等の義務づけをするであるとか、そういった会社の条件等も確認する中で、適正な工事をやっていただくという面での品質の確保と、完了検査での確認という面で品質を確保しているということでございます。

○坪田朋人副委員長 条例の12条に、市は特に必要があると認めるときは、履行体制について調査を行うことができるという、特に必要があると認めるときというのは基準があるのか、その都度決められているのかをお伺いしたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 基準を定めたものではありませんが、通常工事の際には、施工の確認をするために施工体制台帳でありますとか、それからまた、下請をもし使われる場合はその下請の届出であるとか、また、退職金制度や社会保険の加入状況であるとか、工事の履行体制であるとか、そういったいろいろな確認書類は出していただくので、そういった中で品質の確保ができるかどうかというところは、必ず確認して工事を執行していただいているということでございます。

○赤木忠徳委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 品質の件ですけれども、現在はかんぼが改修をされている中で、完成検査はもちろんやられると思いますけれども、ドライサウナにかえたりとかいうことをされていると思うのですけれども、これの完成検査、私が話を聞く中ではサウナについても、すごい専門的な知識が必要だと聞いているのですけれども、その中で、そういう専門的な方が完了検査されるのか、誰が完了検査をされるのか。その辺を教えていただきたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 工事の完了検査についての御質問でございます。工事の完了検査につきましては、工事の金額にもよるのですけれども、担当が、主に建築関係でいえば、都市整備課になりますけれども、建設課長が検査員ということで検査をしているところでございます。それから、金額によっては、地籍用地課が検査する工事もございます。

○赤木忠徳委員長 徳永委員。

○徳永泰臣委員 専門的な知識が必要なものについて、本当に適正な完了検査ができるのかどうか。これまでいろいろありましたけれども、ある程度専門知識のある方の知識をいただくとか、そういったことが必要ではないかと思うのですが、担当課の完了検査だけで本当に適正と言えるのかどうか疑問に思うのですが、その辺お答えいただきたい。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 工事の内容につきましては、発注時点で設計書をつくり、その中身によって発注をして業者が決まって工事を施工していくということになりますが、その設計の段階から担当課は、中身を熟知する中で発注しておりますので、その工事に係る内容については、担当課が理解し、確認

等できる能力はあると認識しております。

○赤木忠徳委員長 課長、今の答弁の中で、外部の専門家の完了検査をするシステムができていないのか、そこらも含めて答弁してもらえますか。部長。

○加藤孝総務部長 まず、土木と建築に分けて説明いたしますけれども、先ほど課長が御説明いたしました、建設課長が検査するというのは金額が低いものです。それから土木の金額が低いもの。一定額以上は、地籍用地課に検査専門員の検査官がおりますので、専門員ですけれども、検査官とそれから地籍用地課長が検査するという体制が、これは土木です。それから建築につきましては、これも先ほど言いましたように、都市整備課が検査いたしますけれども、大きな工事でありまして、設計それから管理、これは外部へ委託をしております。ですから、管理をしている委託業者が基本的に内容についても適正に施工されているかということも管理いたしますので、議員が言われるように、職員が全てやるかということであれば、その管理を委託している業者にも建築士がいたり、専門的な職員がおりますので、そこであわせて施工の管理をする中で、最終的には都市整備課の建築士が担当とし、最終的に都市整備課長が検査するという体制でございますので、これは市といたしましても一定の施工の確保というのはできていると思います。

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。公契約条例の中には、指定管理のものも公契約ということになっておりますが、公契約条例については、指定管理者制度の運用ガイドラインを委員会では必要ではないかという形で、今後、これについて勉強していこうと動いているのです。ただ、市としては、公契約条例の指定管理のガイドラインについては必要ないという形の答弁を今のところされておりますが、今後の方向性はどのようにお考えですか。答弁。部長。

○加藤孝総務部長 以前も答弁いたしましたと思いますけれども、ガイドラインという名前ではありませんけれども、庄原市では運用についてという、一定のガイドライン的なものをつくっておりますので、改めてそれをガイドラインという名称にしてつくるとことは考えておりませんが、一定の基準というのは、今、定めている方針の中でガイドライン的なものは網羅していると思っております。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 公契約条例、指定管理者制度もその1つですけど、もともと指定管理者制度は、民間活力を積極的に取り入れて、より少ない財政により、優秀なサービスを提供すると。そのためにはやはり競争原理を働かせて、ということで推移してきているのですけれど、最近の全体の指定管理者制度がどう使われているかという、結局賃下げにしかかかっていないのではないかというのが、割合あちこちから出てくるのですよね。隣の三次市もそうだろうけれど、指定管理から直営にするという動きも、保育所の関係ですよ、それが出てくるのですよね。そういう意味では公契約条例ができた中で、例えば、指定管理者の選定の審査会が、全員が庄原市の管理者であるにもかかわらず、その審査内容は秘密にすると。いろいろ理由があるのでしょうけれど、公表しないということがあったり、同じ業者に5年、10年ずっと繰り返し行われているということでは、競争原理もないし、中の賃金形態についても不明確ということもあって、問題意識を持っている。とりわけ公開条例との関係もあるのでしょうか、庄原市の指定管理者候補者選定審査会の設置要綱によると、これはもう第5条で審査会の会議は公開しないのだと。何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。このあたりのことについて、どういう限度でどういう基準、どういう指定管理なら、その立場でやるのかということが不明確になっているので、公契約条例の視点と、非公開であるということと、本来の指定管理者の

活用の原点というのは、整合性が合わないのではないかという感じがするのですよね。そのあたりで問題意識を持っているので、課長の公契約条例の基本的な視点と指定管理者の審査の要綱を公開しないということも含めて、明記されているのだけれど、そのあたりの整合性に納得いかないところがあるので、もしそのあたりでコメントがあれば。

○赤木忠徳委員長　　今のは、公契約条例の3条に基本方針というのがあるのです。公契約の過程及び内容の透明性を確保することということが、この条例にあるのです。指定管理も公契約でありますから、当然この指定管理の中で、この条例にかかわることなので、そこについての質問ですね。答弁。課長。

○定光浩二管財課長　　指定管理者制度の審査会の要綱についてでございますけれども、指定管理者の選定に当たっては、先ほどおっしゃられた規定で審査会を運営している状況であります。この公契約条例での契約の過程及び内容の透明性を確保することということとの関連でございますけれども、その審査会で非公開にする理由と申しますか、そういったものもあると思うので、この透明性というのが、そこも全てということまで言及するものに当たるかどうかかわからないですけれども、現状では、今の規定にのっとった運用をしているということですので、今後、その規定の見直しが必要かどうかという論議になるのかなとは思いますが、直接的にこの公契約条例でこう書かれているので、そこも非公開ではなくて公開にすべきということまで、結論づけまでは、今の段階ではできないかなと。

○赤木忠徳委員長　　部長。今、私も含めて促したのは、公契約というものは、指定管理も公契約なのですよ。だから公契約の中で、指定管理の指名についても含めて、この条例にかかわってくることなのですよ。それに対して福山委員は、そのことについて質問されたので、公契約条例と指定管理は別ものではないのですよ。別ものではなくて指定管理のあり方についても公契約条例がかかわってくるのですから、そこらあたりは、改めて答弁していただきたい。答弁。部長。

○加藤孝総務部長　　今おっしゃっていただきましたように、この公契約条例も指定管理については公契約という定義がされております。委員長がおっしゃられたとおりです。その中で、先ほど福山委員が言われた、指定管理の審査会の非公開という部分が、この公契約に整合しないのではないかということがありますが、この公契約条例は、あくまでもその総論的な条例であろうと思います。それぞれの、例えば、業務委託であったり指定管理であったり、他の請負契約があります。そういう中ではそれぞれの規定を準用していくというのが我々の課せられた使命だろうと思います。今、福山委員が言われた部分については、疑義はあると思いますが、現在はその規定に基づいてやっているということでございまして、その部分については、以前にも答弁したと思いますけれども、申請者が独自のノウハウを出したものを全て公開していくということになると、申請者の独自の施策的なものまでも公開していくということになりますので、そういうことも含めて、指定管理の審査会については非公開ということにしております。その分については、議論は以前からあるとおりでございますが、今のところその方向で、市といたしましては行かせていただいているということが現状でございます。

○赤木忠徳委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　答弁としてはそういう答弁になるだろうと思うのですが、ただ、憲法に違反した法律はできないわけで、だから、公契約条例という条例に違反した要綱は当然市もつくってはいけないと思ってですね。だから、そういう答弁でいうと、少し横道へそれたかもわかりませんが、指定管理を受けようという者が何でも公開しますよといった場合には、そういう場合にはこれに当たらないとか、さまざまなケースがあるのですね。いつも指定管理の場合は、契約する場合には、受ける側の

ノウハウがあるので、そこまでは出せないというので、大体それで全部クリアになっているのです、今まで。それは指定管理制度が入って、それでも問題があるのだけれど、公契約条例ができて透明性をといるときに、新たに指定管理を始めた後に公契約条例ができたので、その公契約条例に、この審査会が全く非公開にするということは当然なのだと、ある程度説明が要るのではないかと、新たな状況として。というのはね、保育所の関係で、指定管理にしたのは、三日市が初めてでしたよね。そのときに大分もめましたよね。しかも、それは民間活力と保育という業務の安定性と施設を保障するのに、庄原総合サービスというものをわざわざつくって、庄原市が全面的に公的な能力をそのまま保障するからということをやったわけですよ。だから特別に三日市保育所というのは総合サービスがやるけれど、庄原市がやってもそのままですよ。だからあのときも賃金だけ低めるのではないかと始まって、それが始めになって指定管理がずっと続いたのですよね。だから、そういう意味で、新たに今、指定管理ということの中の基準、基本を改めて考えてやっていかないといけない。だから、この前、競争入札にせず指名にしたとあって、かんぼのことを、相当いろいろ意見があった。そういうことも生まれてくるので、だから、個人あるいは法人のノウハウがあるからできないではなく、どういう分野のノウハウがあるので、これは、オープンにできない。こういう商品をつくるというのはいいですよ。保育業務などでよそに言えないノウハウがあるなんて信じられないのですよね。そういうこともあって、議会から何もかにも指摘しようとは思わないけれど、少なくとも条例にあったような、考え方に合ったようなことをやらしてもらわないとよくないのではないかと。だからこれがないと、結局賃金を下げるだけの目的ではないかと、ということにしかできないでしょう。だから、議会としてもできるだけかわれるような公契約にしてもらわないといけないと思うので、そういう質問をした。

○赤木忠徳委員長 質問というのは、透明性の確保というところですか。

○福山権二委員 焦点はね。なぜそれができないのか。

○赤木忠徳委員長 答弁。部長。

○加藤孝総務部長 全て契約をオープンにしてやれるわけではありません。例えば、予定価格はもう国が予定価格を公表しないということ、今、また舵を切っています。ですからこれがあから予定価格を公表しなさいということにはならないわけです。議員は、憲法より下の法律は憲法に従うべきだと。それは当然そうだと思いますが、ただ、いろいろなこの総論的な法律でいえば、総論がある法律で、今度は各論の法律もあるわけで、確かに条例と規程ですから、条例を優先するというのではありませんが、そこまでの中で取り組みをしてきている、そのものを変えるということであれば、やはり一定の議論をした上で変更していく必要があるのだらうと思います。ですから、この条項があるから全てオープンにできるのだと議員が言われるのは少しどうかと。ですから、国は建設業法、また法律ではないですが、建設業に係るもので、今の国の施策は、今、庄原市は予定価格を公表していますけれども、公表しない方向にいなさいという指示も来ております。ですから、これらからいけば、過程は公表しないということになれば、またそこらは矛盾しているのではないかとということになります。そういうものもありますし、ですから、幅広い時点で考えさせていただきたい。例えば、1人の児童に対して、指定管理のほうが手厚い。さらには看護師もつけている。そういうところは、実際に手厚いものやっています。サービスは十分向上していると思っておりますので、そこは御理解いただきたい。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 議会とすれば、道をつけるとか建物をつくるとか、そういうノウハウはそれぞれ技術もあり、あるのでしょう。ただ、庄原市の行政の中には、例えば保育業務の中でいうと、素晴らしいものをするのによそに知られたくない、そういうものがあるとは考えられないので。全部とは言いません。だから指定管理する中でも、全く審査は秘密だと書かれるので、それは行き過ぎかなと思ってはいるわけです。公契約条例ができていないのに。公契約条例ができてなくても問題だと、前から指摘しているのですよ。だけれど、改めて公契約条例ができた、そういう状況下では、できるだけ透明性を確保するということが必要ではないかと思うので、こういう発言をしている。あまり意見が対立しているとは思わない。

○赤木忠徳委員長 公契約条例ができてから、どのように変わっていったかというところを皆さんが調べたいという、きょうの会でございます。ですから、決して非難しているわけではないのですが、条例にのっとって、業務を行っていただきたいという思いで発言されているので、少し範囲を超えて、指定管理に入っていくところもありますけれども、基本的には公契約条例、大きな流れの中での条例をどのように遵守されているのか。もう一方では、それだけではいけないよと。我々も指定管理のガイドラインをつくってでも、指定管理の公契約条例に関するものというのは、具体的なものが入っていませんから、ガイドラインというものも含めて研究しましょうと、一方ではそういう総務常任委員会の動きもあるので、そこらを理解しながら、相まってよりいいものにしていこうという思いですから、決して非難しているとか、あら探しをしているとかいうところではありませんので、御理解いただきたいと思います。谷口委員、何かありますか。

○谷口隆明委員 公契約条例ということではないのですが、今の指定管理の問題などが議案とか出される場合、また一般的な入札結果などでも、以前は割と詳しく、例えば、この法人はこういう目的で取り組むとか、この法人はこういう目的で取り組む、いろいろな審査経過を公表して、ここがよかったからここにしたのだというのが、例えば東城保育所ぐらいのときは、まだあったと思うのです。それから、いろいろな入札の結果でも、総合評価にしても、点数も公開して、こういうところがよいがこういうところが悪いとあって、常に、以前はそういう添付資料があったと思うのですが、最近は、代表者がこれで、住所がこれで、ここが決まりましたと議案が出るのですけれど、そういう審査の中身ではなくて、そうした出せるものは以前みたいに出されたほうが議論する場合も、議会で議決するとかいう場合も。例えば、この前のかんぼの問題でも、そうした中身は一切資料がなかったのだから、本来であれば、そういうことをすれば、議会の議論が活発化するのではないかと思うのですが、その辺は以前と変わってきているのではないですか。以前はもっといろいろな資料が出ていた気がしているのですけれど。

○赤木忠徳委員長 答弁。課長。

○定光浩二管財課長 契約案件につきましては、今年度9月議会で市民会館の契約を出させていただいたのでありますが、その際には、総合評価の点数であるとか、評価結果も含めた資料で御説明させていただいていると思います。指定管理につきましては、これまでも指定管理者とその代表者であるとか、施設名であるとか、そういった項目については、従来と取り扱いが変わっていないと考えております。

○赤木忠徳委員長 今回の指摘は、以前は、評価点とかそういうものまで出していたのに、その点からいえば、変化しているのかなという質問なのですが、していないのですか。課長。

- 定光浩二管財課長 指定管理につきましては、取り扱いは変わっておりません。
- 赤木忠徳委員長 谷口委員。
- 谷口隆明委員 以前の議案を確認してみます。
- 赤木忠徳委員長 そのほかございますか。藤原委員。
- 藤原洋二委員 私の認識不足なのですが、指定管理の話でございますが、指定管理料がゼロの施設管理ということで、桜花の郷ラ・フォーレ庄原もその1つでございますが、市内の指定管理の施設で、管理料がゼロの施設が何件ぐらいあるのか。高野のキャンプ場とかが頭に浮かぶのですが、あとその他、ありますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。課長。
- 定光浩二管財課長 きょう、指定管理の議題ではなかったのですが、資料がないのですけれども、集会施設でありますとか、先ほど言われた大鬼谷についてもゼロであります。それからかんぼ、そのほかにもあったと思いますが、詳細は資料を見ないとわかりません。
- 赤木忠徳委員長 また資料を出せますか。管理料がゼロの指定管理は。では後日、資料要求してもらってもいいですか。皆さん。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 では、お願いしたいと思います。藤原委員。
- 藤原洋二委員 少し指定管理から外れますけれども、提出いただいた資料の2ページの2番のところからなのですが、私が気になっているのは、適正な工期の確保ということで、品確法に基づいた流れになっていると思うのですが、実質、ここで適正な工期という大義の中で、管財課としてどういったチェックをされているのかということでお聞きしたいのですが、基本的には、設計金額に対して、標準的な各土木でありますとか、橋梁であるとか、いろいろな工種によって、標準的な工期が、示すものがあるのですが、特殊な工事については、ある程度、基本的には日当たりの作業量から算定するような形になっておりますが、そこらがきちんと設計する所管する課以外に管財課としてチェックをされているかどうか。例えて言いますと、先ほどから出ておりますように、桜花の郷ラ・フォーレ庄原の契約についても、私は再三申し上げましたけれども、予算額に対する工期を3月まではじいてみても、準備期間、例えば、材料、資材の調達でありますとか、施工計画書の策定とか、そこら辺のことや、通常、正月休みとか、盆休みとか、それから検査の2週間の設定であるとか、そこらを見れば、なかなか難しい契約が出てきている中で、管財課としてどのようなチェック体制をされているのか。もしされていないのであれば、そこらのチェック体制を構築する必要があるかと思っておりますけれども、意見をいただきたい。
- 赤木忠徳委員長 答弁。課長。
- 定光浩二管財課長 管財課でのチェック体制ということでございますが、管財課へは、各工事等の所管課から、施工の設計書等をつけた施行伺いという決裁が回ってきて、当然、決裁者の判を確認するというのももちろんでありますけれども、その中身で回ってきたもので実際、今度は契約の執行起案をする際におきまして、あまりにもこれは工期が少ないのではないかとか、それからまた物品購入であれば、納期が短いのではないかとかいうところは、通例によりまして、チェックして、もし疑義があれば、担当課に確認する中で検証して、適正な工期を確保できるように働きかけ等をしているところで

- 赤木忠徳委員長        ですから、管財課で担当課から出てきたものに対しての工期の関係は、もう1度精査しているということですね。
- 定光浩二管財課長        はい。
- 赤木忠徳委員長        藤原委員。
- 藤原洋二委員        基準はしっかりしていますか。あまりにも、という説明では、少し寂しい気がします。
- 赤木忠徳委員長        答弁。課長。
- 定光浩二管財課長        それぞれ標準工期等定めたものがありますので、そういったものでチェックをしていくということに。
- 赤木忠徳委員長        当然、工期について、見積りの日にちについても、指名業者から質問状が来ることがあります。質問があつて、これは無理だということになれば、そこでもう1度、工期並びに入札日にちをずらすということもあり得るのですよね。
- 定光浩二管財課長        はい。
- 赤木忠徳委員長        そういうことです。よろしいですか。そのほかございますか。基本的には、指定管理者制度を、きょう、時間をとっているわけではございません。ただ、公契約条例の中に、指定管理制度も入っているのですよという認識を、まず持ってもらいたいことと、やはりそこも総合的に公契約条例というものがあるのだということも、もう1度押さえていただきたいということで予定以外のことも質問させていただきましたが、そういうことで、我々は管財課とともに、あらゆる市民から疑惑の持たれないような形の入札制度を進めていくためにはどうすればいいのか。指定管理のあり方もどうすればいいのかという形で、我々が指摘するのではなくて、一緒になって、この制度の運用をしていきたいという思いが、我々がつくった条例ですので、やはりしっかり守っていきたいという思いの中で委員も発言していますので、今後ともいろいろな面で協力して、新しい方向性を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、公契約条例につきましては、審査を終わります。

[加藤孝総務部長、定光浩二管財課長、森永智徳管財課契約係長 退室]

---

### 3 その他

- 赤木忠徳委員長        それでは、皆さんの手元に1枚ものがあるのです。令和2年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定の分科会の資料です。その中に、福山委員が言われた中で、精算項目はどんなものがあるかということをお言われていましたので、修繕費、新電力を導入した施設の電気料、除雪関係、当然雪が多いときには、予算が要りますから、それを入れます。それから保育所の場合は、人件費、これはパートと正職員の積算について差があった場合は、精算項目にすると。それから斎場について。それから健康増進施設。これはやはり寒かったら、たくさん燃料が要る。それからクーラーがたくさん要るときには、電気料が要るということで燃料費。それから、高野では、燃料費、光熱費、ごみ収集運搬委託費、下水道使用料というものが精算項目になっていますよという資料です。こういう形で、こういうものについては、この総務常任委員会が指摘したことによってかわってきたというものがここにあるのです。これまでは、全くそれが精算項目になかったものばかりなのです。ですから、そこは効果としてあるのです。もう1枚、厚いものがある。これは、この前は津山市のガイドラインであ



りましたが、松江市のガイドラインについて、説明してください。事務局。

○山崎啓介議会事務局主任 皆様の御手元にお配りしておりますのが、松江市の指定管理者制度運用ガイドラインということで、令和2年の10月に改定されたものをホームページから印刷をしております。

○赤木忠徳委員長 いずれにしても、この津山市と松江市は随分進んでいますので、このコロナが済んだら、ぜひともこの2つは、勉強させてもらいに行きたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それともう1つ、平和条例の関連で、戦後の庄原市の状況調査ということで、お話ししていただける方に聞き取りに行こうということにしておりましたが、これもしばらく中止にします。コロナの関係で、今、そういう状況ではありませんので、議会が外に出て調査活動することを今は控えさせていただきたいと思えますので、御了解していただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 その他、何か皆さんから、藤原委員。

○藤原洋二委員 考え方の協議の中で、指定管理のガイドラインの話が出ましたけれども、庄原市にはガイドライン的なものがあると言われた。

○赤木忠徳委員長 発言はそうでした。

○藤原洋二委員 文書にはなっていないのですか。これの中身は確かめる必要はありませんか。文書にしろということなのですが、そのあたりは必要がないと言われるので、ガイドラインが。

○赤木忠徳委員長 指定管理についてのものはあると思えますので、それについては資料要求させてもらいましょうか。わかりました。私もチェックするのを忘れておりました。要求いたしましょう。そのほかございますか。福山委員。

○福山権二委員 被爆について、山内で非常にはっきり昔のことを覚えていて、何回も証言した人について探してみると、どうもテープがあるらしい。録音テープが。それを持っている人が東京におられる。これを一定の資料にして文書化するか、テープ起こしをして資料にしたほうがいいのかあるので、そういう調査をしますので、一応御了知ください。

○赤木忠徳委員長 当然費用がいるものについては、請求してください。うちの活動費として使わせてもらいます。

○福山権二委員 県も何回も来ているのだけれど、被爆手帳の申請をした人に対して、申請が間違いなことをずっと証明されているのですよ。それを県が来て、聞いているものをテープにとったのがあるが、それを文章化されていない。何回県が聞いても同じことをずっと言っているから、この人が証明したら手帳を交付しますという。それが亡くなった。3年前に。そういう人もいますので、調査してみて。

○赤木忠徳委員長 わかりました。大変貴重な資料だろうと思えますので、1つずつ進めていきたいと思えます。総務常任委員会としては、まだまだ結論が出るような形ではありませんので、これはまた、指定管理についても、もう1回管財課をお呼びして資料が出てきたものに対して、説明してもらおうような形にしないといけないと思えますので、もう1度、この指定管理については、会議を開きたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長       では、以上をもちまして、本日の総務常任委員会を散会いたします。

午後3時19分       散    会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長